

申請書提出前のチェックリスト(抵当権抹消用)

法務局

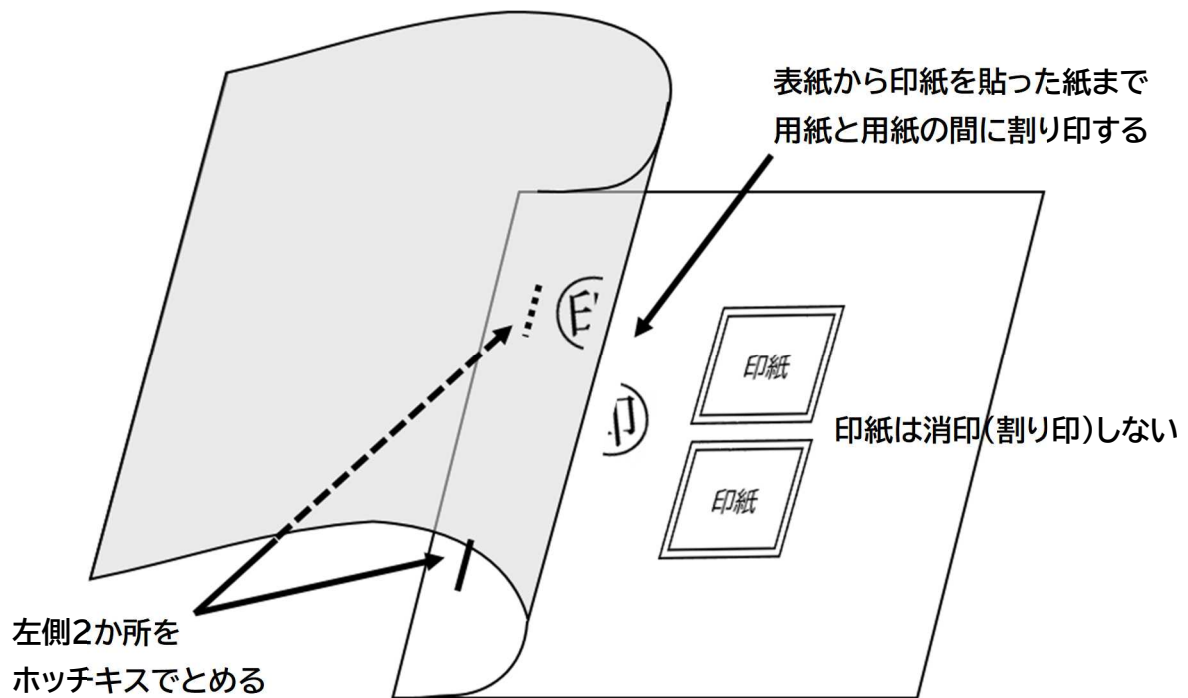
以下の事項を確認して、右の口にチェックしてください

1	提出先の法務局(管轄)に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
2	登記権利者の住所または氏名に変更はありませんか？ 変更がある場合、抹消登記の前に変更登記をする必要があります。	<input type="checkbox"/>
3	原因(登記原因及びその日付)は記載していますか？	<input type="checkbox"/>
4	申請人(または代理人)の連絡先は記載していますか？ 平日 8:30 から 17:15 までの間に連絡できる電話番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>
5	不動産の表示は正確ですか？ 登記事項要約書(または登記事項証明書)のとおりに記載してください。 区分建物の場合、敷地権の表示も必要です。	<input type="checkbox"/>
6	登録免許税の計算は正しいですか？ 不動産一つにつき1,000円です。 敷地権付きの区分建物の場合は、敷地一つにつき1,000円が追加されます。 不動産の個数が20を超える場合は20,000円です。	<input type="checkbox"/>
7	登録免許税が必要な場合、収入印紙は貼っていますか？ 印紙の消印は法務局が行いますので、消印(割り印)はしないでください。	<input type="checkbox"/>
8	添付書類に漏れはありませんか？ 登記識別情報(登記済証)が提出できない場合は、登記義務者が委任状に実印を押印し、その印鑑証明書を添付する必要があります。 添付書類は、原本の還付を受ける場合を含め、必ず原本を提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	委任状に記載漏れはありませんか？ 金融機関からもらった委任状であっても、必要事項の記載がなければ使えません。	<input type="checkbox"/>
10	申請書のとじ方やまとめ方は、裏面に示したとおりになっていますか？ 裏面をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

※ すべてにチェックしても補正がないとは限りません。

作成したリストは、申請書と一緒に提出してください。

申請書のとじ方



申請書と添付書類のまとめ方

下の順にしてクリップなどでとめてください。

原本還付を受ける場合、登記後に返却を受ける原本は、別途クリップなどでまとめて提出してください。

